

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

厚生労働省告示第四十七号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和元年七月一日から適用する。

令和元年六月二十八日

厚生労働大臣 根本 匠

(傍線部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇六十二 (略)</p> <p>六十三 削除</p> <p>六十四〇七十 (略)</p> <p>七十一 自家末梢血CD34陽性細胞移植による下肢血管再生療法 下肢閉塞性動脈硬化症(疼痛又は潰瘍を伴う重症虚血を呈するものであって、維持透析治療を行っているものに限る。)</p> | <p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇六十二 (略)</p> <p>六十三 マルチプレックス遺伝子パネル検査 進行再発固形がん(切除が困難で進行性のもの又は治療後に再発したものであって、原発部位が不明なもの又は治療法が存在しないもの、従来の治療法が終了しているもの若しくは従来の治療法が終了予定のものに限る。)</p> <p>六十四〇七十 (略)</p> <p>(新設)</p> |